

・令和2年5月22日 接続料の算定等に関する研究会(第32回)
資料32-3と同資料

モバイル接続料の適正性向上について(論点)

2020年5月22日
総務省
総合通信基盤局
料金サービス課

| | | |
|-------------------------------|-------|----|
| 0 はじめに | | 1 |
| (1) 接続料の検証について | | 3 |
| (2) データ接続料の現状について | | 4 |
| 1 予測値の算定方法の適正性向上 | | 5 |
| (1) 予測対象年度における見込みの適切な反映について | | 19 |
| (2) 過去の実績値からの推計について | | 21 |
| (3) 利潤における予測値の算定対象について | | 22 |
| (4) 予測値の算定方法に係るMVNOへの情報開示について | | 23 |
| (5) 実績が予測を上回った場合の措置について | | 24 |
| 2 5G接続料の適正性向上 | | 25 |
| 4G・5G一体接続料の適正性について | | 27 |
| 3 原価の適正性向上(精緻化) | | 30 |
| (1) 施設保全費、減価償却費、通信設備使用料について | | 33 |
| (2) 試験研究費について | | 37 |
| (参考) 接続料の算定方法 | | 38 |

0 はじめに

(1) 接続料の検証について

- 二種指定事業者とMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されることが重要。総務省においては、二種指定事業者から接続約款として届け出られた接続料について、併せて提出された接続料の算定根拠に基づき、その適正性を確認している。
- 2019年度に適用される接続料からは、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(2019年4月)の指摘を踏まえ、接続料の検証結果について、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会に報告を行っている。同委員会の場で個々の委員から示された指摘等を踏まえ、二種指定事業者に対して改めて確認する、所要の制度改正について検討を行う等、検証の充実を図るものである。
- 今般、2020年度に適用される接続料について接続約款の届出が行われたことから、当該接続料についての検証を行っているところであるが、今後、接続料の適正性を向上させるため、新たな取組について検討を行う必要があると思われる事項について、「論点」として提示する。

(2) データ接続料の現状について

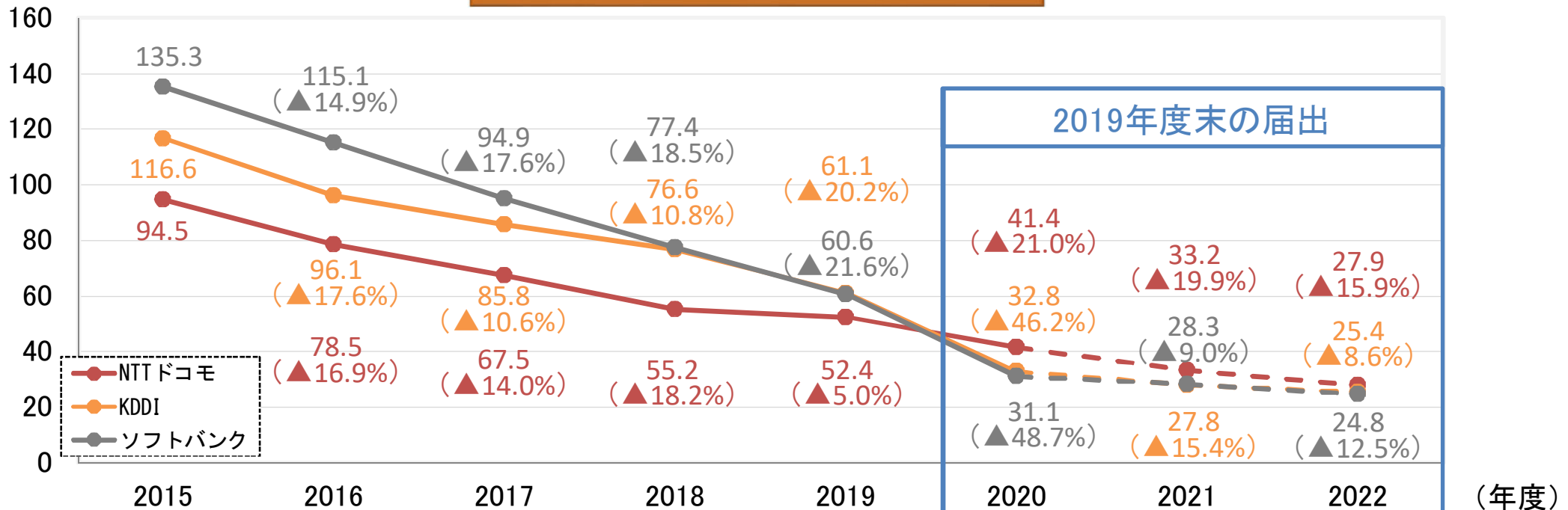
□ 接続料(データ)については、2020年度から、次のとおり、さらなる適正性を確保。

- ① MVNOにおける予見性確保等のため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、3年分の接続料を算定
- ② グループ内MNO(UQ、WCP)の二種指定により、電波利用の連携サービスに係る接続料を算定
- ③ MVNOにおいても5Gサービスの提供が可能となるよう、4G・5G一体の接続料を算定

□ 今般の届出によると、接続料は、3年間で現状の約半分に下がる見通し(NTTドコモの場合、2019年度52.4万円→2022年度27.9万円)。

(万円/10Mbps・月)

接続料(データ)の見込み



※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。括弧内は対前年度増減率。

※ 2019年度までは、過去の実績(原価、需要等)に基づく「実績原価方式」により算定している。

(参考) モバイルデータ通信接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要(回線容量)}}$$

1 予測値の算定方法の適正性向上

- 将来原価方式においては、二種接続料規則において、原価となる「設備管理運営費」、利潤算定に用いるレートベースの太宗を占める「正味固定資産価額」及び「需要」について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされている。
- 具体的な予測値の算定方法については、二種指定事業者に委ねられているところ、二種指定事業者により定められた予測値の算定方法について、総務省において、適正性を検証し、その結果に基づき、適正性を向上させるための所要の取組を行っていくこととしている。

「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(2019年9月)(抜粋)

- 具体的な予測値の算定方法について、まずは、二種指定事業者の判断に委ねることとするところ、二種指定事業者により定められた予測値の算定方法について、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うことが適当である。
- その上で、検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である。

- 具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられているところ、予測と実績の乖離が大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要。また、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要。また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要。
- そのため、MVNOガイドラインでは、予測値の算定について次の旨規定されている。
 - 予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる。
 - 具体的に、例えば、設備管理運営費及び正味固定資産価額においては、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更(加速償却、除却、減価償却方法の変更等)等を、「需要」においては、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。
 - 過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。
- 今般届出がなされた予測値の算定方法について、上記の観点等から、検証を行っているところ。

設備管理運営費(NTTドコモ)

【設備管理運営費における予測値の算定方法(NTTドコモ)】

| 費用区分 | 予測値の算定方法 | 過去実績 | 将来見込み |
|---------|----------|------|-------|
| 営業費 | | | |
| 運用費 | | | |
| 施設保全費 | | | |
| 共通費 | | | |
| 管理費 | | | |
| 試験研究費 | | | |
| 研究費償却 | | | |
| 減価償却費 | | | |
| 固定資産除却費 | | | |
| 通信設備使用料 | | | |
| 租税公課 | | | |

設備管理運営費(KDDI)①



【設備管理運営費における予測値の算定方法(KDDI)】

| 費用区分 | 予測値の算定方法 | 過去実績 | 将来見込み |
|-------|----------|------|-------|
| 営業費 | | | |
| 運用費 | | | |
| 施設保全費 | | | |
| 共通費 | | | |
| 管理費 | | | |
| 試験研究費 | | | |

設備管理運営費(KDDI)②

【設備管理運営費における予測値の算定方法(KDDI)(つづき)】

| 費用区分 | 予測値の算定方法 | 過去実績 | 将来見込み |
|---------|----------|------|-------|
| 研究費償却 | | | |
| 減価償却費 | | | |
| 固定資産除却費 | | | |
| 通信設備使用料 | | | |
| 租税公課 | | | |
| | | | |

設備管理運営費(ソフトバンク)

【設備管理運営費における予測値の算定方法(ソフトバンク)】

| 費用区分 | 予測値の算定方法 | 過去実績 | 将来見込み |
|---------|----------|------|-------|
| 営業費 | | | |
| 運用費 | | | |
| 施設保全費 | | | |
| 共通費 | | | |
| 管理費 | | | |
| 試験研究費 | | | |
| 研究費償却 | | | |
| 減価償却費 | | | |
| 固定資産除却費 | | | |
| 通信設備使用料 | | | |
| 租税公課 | | | |

正味固定資産価額(NTTドコモ)①

【正味固定資産価額における予測値の算定方法(NTTドコモ)】

| 設備区分 | | 予測値の算定方法 | 過去実績 | 将来見込み |
|--------|-----------|----------|------|-------|
| 有形固定資産 | 機械設備 | | | |
| | 空中線設備 | | | |
| | 通信衛星設備 | | | |
| | 端末設備 | | | |
| | 市内線路設備 | | | |
| | 市外線路設備 | | | |
| | 土木設備 | | | |
| | 海底線設備 | | | |
| | 建物 | | | |
| | 構築物 | | | |
| | 機械及び装置 | | | |
| | 車両及び船舶 | | | |
| | 工具、器具及び備品 | | | |
| | 休止設備 | | | |
| | 土地 | | | |
| | リース資産 | | | |
| 建設仮勘定 | | | | |

正味固定資産価額(NTTドコモ)②

【正味固定資産価額における予測値の算定方法(NTTドコモ)(つづき)】

| 設備区分 | | 予測値の算定方法 | 過去実績 | 将来見込み |
|--------|-----------|----------|------|-------|
| 無形固定資産 | 施設利用権 | | | |
| | 衛星利用権 | | | |
| | 施設利用権 | | | |
| | ソフトウェア | | | |
| | のれん | | | |
| | 特許権 | | | |
| | 借地権 | | | |
| | リース資産 | | | |
| | その他無形固定資産 | | | |
| | | | | |

正味固定資産価額(KDDI)①

【正味固定資産価額における予測値の算定方法(KDDI)】

| 設備区分 | | 予測値の算定方法 | 過去実績 | 将来見込み |
|--------|-----------|----------|------|-------|
| 有形固定資産 | 機械設備 | | | |
| | 空中線設備 | | | |
| | 通信衛星設備 | | | |
| | 端末設備 | | | |
| | 市内線路設備 | | | |
| | 市外線路設備 | | | |
| | 土木設備 | | | |
| | 海底線設備 | | | |
| | 建物 | | | |
| | 構築物 | | | |
| | 機械及び装置 | | | |
| | 車両及び船舶 | | | |
| | 工具、器具及び備品 | | | |
| | 休止設備 | | | |
| | 土地 | | | |
| リース資産 | | | | |
| 建設仮勘定 | | | | |

正味固定資産価額(KDDI)②

【正味固定資産価額における予測値の算定方法(KDDI)(つづき)】

| 設備区分 | | 予測値の算定方法 | 過去実績 | 将来見込み |
|----------------|-----------|----------|------|-------|
| 無形 固定 資産 | 施設利用権 | | | |
| | 衛星利用権 | | | |
| | 施設利用権 | | | |
| | ソフトウェア | | | |
| | のれん | | | |
| | 特許権 | | | |
| | 借地権 | | | |
| | リース資産 | | | |
| | その他無形固定資産 | | | |
| | | | | |

正味固定資産価額(ソフトバンク)①

【正味固定資産価額における予測値の算定方法(ソフトバンク)】

| 設備区分 | | 予測値の算定方法 | 過去実績 | 将来見込み |
|----------------|-----------|----------|------|-------|
| 有形 固定 資産 | 機械設備 | | | |
| | 空中線設備 | | | |
| | 通信衛星設備 | | | |
| | 端末設備 | | | |
| | 市内線路設備 | | | |
| | 市外線路設備 | | | |
| | 土木設備 | | | |
| | 海底線設備 | | | |
| | 建物 | | | |
| | 構築物 | | | |
| | 機械及び装置 | | | |
| | 車両及び船舶 | | | |
| | 工具、器具及び備品 | | | |
| | 休止設備 | | | |
| | 土地 | | | |
| リース資産 | | | | |
| 建設仮勘定 | | | | |

正味固定資産価額(ソフトバンク)②

【正味固定資産価額における予測値の算定方法(ソフトバンク)(つづき)】

| 設備区分 | | 予測値の算定方法 | 過去実績 | 将来見込み |
|--------|-----------|----------|------|-------|
| 無形固定資産 | 施設利用権 | | | |
| | 衛星利用権 | | | |
| | 施設利用権 | | | |
| | ソフトウェア | | | |
| | のれん | | | |
| | 特許権 | | | |
| | 借地権 | | | |
| | リース資産 | | | |
| | その他無形固定資産 | | | |

【需要における予測値の算定方法】

| 事業者 | 予測値の算定方法 | 過去実績 | 将来見込み |
|--------|----------|------|-------|
| NTTドコモ | | | |
| KDDI | | | |
| ソフトバンク | | | |

- 予測値の算定は、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められるところ、設備管理運営費の各区分、正味固定資産価額の各区分及び需要の予測値の算定においては、二種指定事業者によって、予測対象年度の見込みの反映の程度に差異が見られる。



- 全ての二種指定事業者において、より多くの区分について、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、予測対象年度における見込みを適切に反映し、実態に即した予測値算定とすることについて、どう考えるか。
- 予測対象年度における見込みが適切に反映されているかを検証するためには、算定された予測値について、当該見込みと照合することにより確認することを要する。予測値の算定に、見込み額や推計を用いるに当たり、恣意性を排除し、客観性を確保するため、予測値の算定に大きな影響を与え得る基礎的な情報(※)については、それが適正に用いられているかを検証できるよう、各社に提出を求めることについて、どう考えるか。

※ 見込み値(例:設備管理運営費及び正味固定資産価額については設備投資見込額、需要については回線容量拡充見込み。)及び見込み値を用いてどう予測値を算定したのか

(参考) 予測対象年度における見込みの提出状況

【予測対象年度における見込み】

| 事業者 | 設備管理運営費 | 正味固定資産価額 | 需要 |
|--------|---------|----------|----|
| NTTドコモ | | | |
| KDDI | | | |
| ソフトバンク | | | |

【予測対象年度における見込みの具体的な数値の提出についての考え方】

| 事業者 | 考え方 |
|--------|-----|
| NTTドコモ | |
| KDDI | |
| ソフトバンク | |

(2) 過去の実績値からの推計について(論点)

【推計に用いる過去の実績値の範囲及び推計方法】

| 事業者 | 推計に用いる過去の実績値の範囲 | 推計方法 |
|--------|-----------------|------|
| NTTドコモ | | |
| KDDI | | |
| ソフトバンク | | |



- ①の推計に用いる過去の実績値の範囲については、引き続き二種指定事業者の判断に委ねることとするが、②の過去の実績値からの推計方法については、予測値の算定に、過去の実績値からの推計を用いるに当たり、恣意性を排除し、客観性を確保するため、過去の実績値が適正に用いられているかを検証できるよう、具体的な推計方法について、各社に提出を求めることについて、どう考えるか。

(3) 利潤における予測値の算定対象について(論点)

- 利潤の算定には、様々な項目が用いられているところ、将来原価方式の導入に当たっては、まずは、一種指定制度と同様、レートベースの太宗を占める「正味固定資産価額」のみを予測値算定の対象とし、他の項目については、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じ、対象とすることについて検討を行っていくこととした。
- この点、より精度の高い算定とするためには、同じくレートベースを構成する「投資その他資産」及び「貯蔵品」についても、予測算定の対象とすることが考えられる。

【「投資その他資産」及び「貯蔵品」を予測値算定の対象とすることについての見解】

| 事業者 | 予測値の算定方法 |
|--------|----------|
| NTTドコモ | |
| KDDI | |
| ソフトバンク | |



- 利潤について、より精度の高い算定とするため、両項目を予測値算定の対象に追加すべきか否かの検討を行うことについて、どう考えるか。

- 設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法については、予測と実績の乖離をMVNOにおいても自らの努力により予想できるようにする観点から、MVNOからの請求に応じて開示しなければならないこととしている。

【予測値の算定方法に係るMVNOへの情報開示内容】

| 事業者 | 情報開示内容 |
|--------|--------|
| NTTドコモ | |
| KDDI | |
| ソフトバンク | |



- 予測値の算定方法に係るMVNOへの情報開示について、MVNOにおいても自らの努力により予想できるようにする観点から適切に行われるよう、MVNO側の意見、それに対する二種指定事業者の対応等について、引き続き注視し、開示内容の具体化を促していくことについて、どう考えるか。

- 将来原価方式では、予測と実績の乖離は生じ得るとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、接続料届出時期の早期化、予測値の算定方法等に係るMVNOへの情報開示、総務省における検証等の措置を講じたところである。

【精算接続料が予測接続料を上回った場合におけるMVNOの負担軽減措置について】

| 事業者 | 負担軽減措置についての考え方 |
|--------|----------------|
| NTTドコモ | |
| KDDI | |
| ソフトバンク | |



- これらに加えて、実績値により算定された精算接続料が予測接続料を上回った場合、MVNOが二種指定事業者に対し追加的に支払いを行うことになるところ、これについて、例えば、分割払いができるようにする等、MVNOにおける負担を軽減するための措置を講じることについて、どう考えるか。

2 5G接続料の適正性向上

- 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書(2020年2月)を踏まえ、5G導入当初におけるデータ伝送交換機能に係る接続料については、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定して差し支えないこととした。
- その上で、5G導入当初においては、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べて、その水準が相当程度高額となることが想定され、その程度によっては、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすこととなる可能性があることから、4G・5G一体接続料について、4G単独接続料と比較して、料額の水準にどの程度差が生じるのか、それが今後どのように推移していくのかについて、検証を行うこととしている。

【モバイル研究会最終報告書(抜粋)】

5G導入当初は、4Gのコアネットワークにより4Gの基地局と5Gの基地局が連携して動作するNSA構成であり、5Gサービスと4Gサービスが一体的に運用されること、また、5Gサービスがまずは4Gサービスを発展させた「大容量・超高速」から開始されること、両者は当面同質のサービスと見ることできることを踏まえると、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する方法を採用することには一定の合理性があるものと考えられる。

ただし、5G導入当初においては、基地局等5Gに係る設備整備により原価及び利潤が相当程度増加することが見込まれる一方、5Gに係る需要(回線容量、回線数)の増加は小さいと考えられることから、4Gに係る原価、利潤及び需要を単独で算定し、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べて、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として算定する接続料の水準は高額となることが想定され、その程度によっては、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすこととなる可能性がある。

4G・5G一体接続料の適正性について①

- 検証に際し、NTTドコモ、KDDIグループ及びSBグループについて、4G単独接続料の料額の推計値及びその推移並びにそれらの算定根拠を情報提供するよう、要請を行った。
- 各社とも、5Gサービス開始当初、4G・5G一体接続料の水準は4G単独接続料の水準を上回るものの、その差は小さく、数年後には、4G・5G一体接続料の水準は4G単独接続料の水準を下回ることになる見込みが示されている。

【4G・5G一体接続料、4G単独接続料の推移見込み】

| NTTドコモ | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| ① 4G・5G一体接続料 | 41.4万円 | 33.2万円 | 27.9万円 |
| ② 4G単独接続料 | | | |
| (①-②)／② | | | |

| KDDIグループ | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| ① 4G・5G一体接続料 | 32.8万円 | 27.8万円 | 25.4万円 |
| ② 4G単独接続料 | | | |
| (①-②)／② | | | |

| SBグループ | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| ① 4G・5G一体接続料 | 31.1万円 | 28.3万円 | 24.8万円 |
| ② 4G単独接続料 | | | |
| (①-②)／② | | | |

- 接続料を4G・5G一体として算定することについて、二種指定事業者は、4G単体接続料と4G・5G一体接続料の差は大きくないと想定されること等から、引き続き、一体として算定することが適当としている。

【4G・5G一体接続料についての二種指定事業者の意見】

| 事業者 | 意見 |
|----------|----|
| NTTドコモ | |
| KDDIグループ | |
| SBグループ | |

- モバイル研究会最終報告書で指摘されたとおり、5G導入当初におけるデータ伝送交換機能に係る接続料を、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定することについては、一定の合理性がある。
- ただし、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べて、その水準が相当程度高額となり、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすことが懸念されたが、二種指定事業者から提供された情報を検証すると、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすとは言えないのではないか。



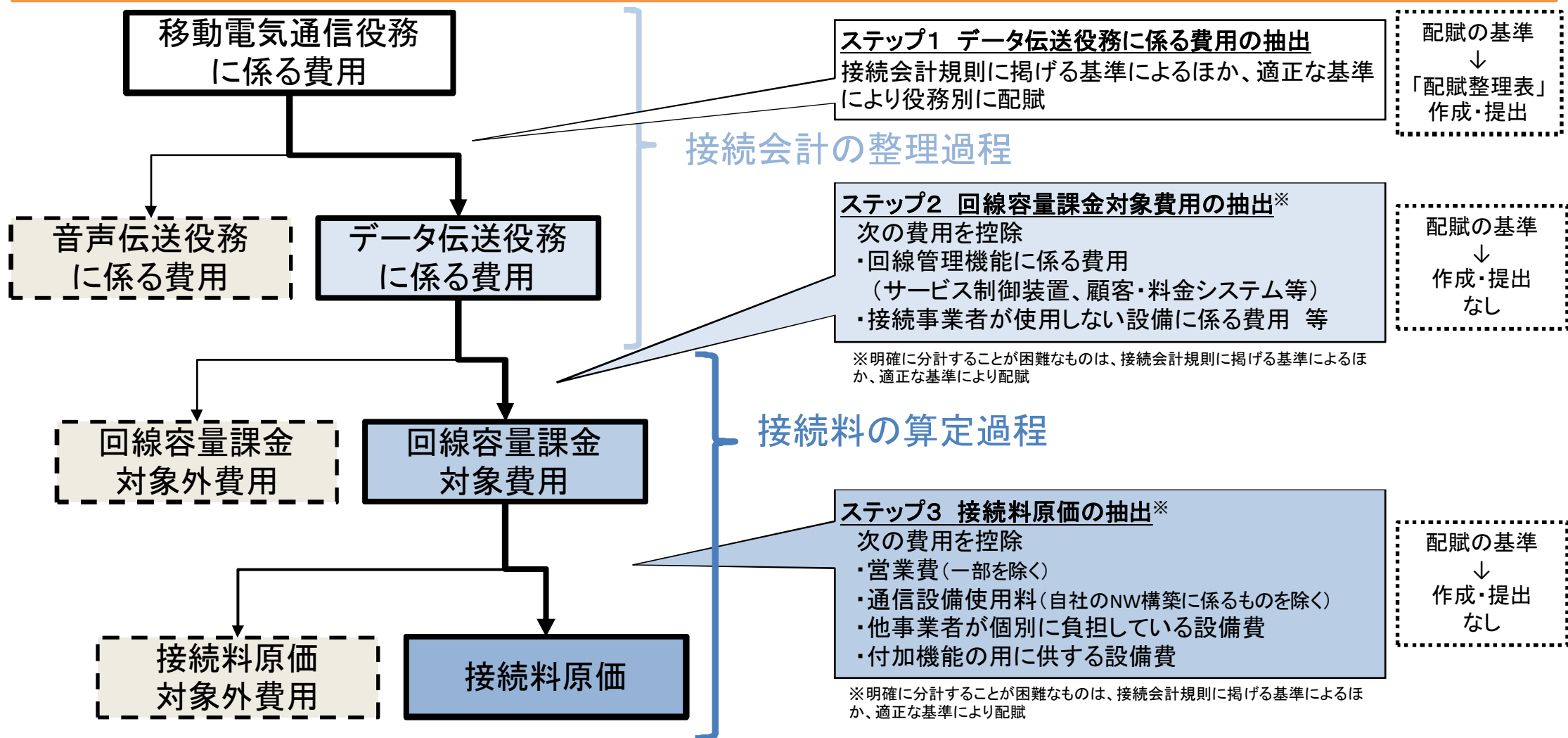
- 引き続き、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定することについて、どう考えるか。
- また、5G導入後の接続料及び網改造料に対し、5G導入の影響がどの程度寄与しているのか、MVNOからの求めに応じて適切に説明がなされているか、注視していくことについて、どう考えるか。

3 原価の適正性向上(精緻化)

- データ伝送交換機能に係る接続料の原価について、移動電気通信役務に係る費用からのデータ伝送役務に係る費用の抽出(ステップ1)については、接続会計規則別表第3に配賦の基準が示されているとともに、二種指定事業者において配賦の基準を記載した配賦整理書を作成し総務大臣に提出することとされているが、データ伝送役務に係る費用からの回線容量課金対象費用の抽出(ステップ2)及び同費用からの接続料原価対象費用の抽出(ステップ3)については、MVNOガイドラインに抽出の考え方が示されているのみで、二種指定事業者において具体的な抽出の基準を作成することとはなっていない。
- 総務省においては、二種指定事業者から接続約款として届け出られた接続料について、併せて提出された接続料の算定根拠に基づき、その適正性を確認してきたところである。
- 接続料研究会第三次報告書では、原価の算定方法の精緻化の観点から、ステップ2及びステップ3における抽出の適正性を検証することが適当であり、具体的には、ステップ2及びステップ3において、費用区分ごとにどのような費用を控除しているのか等、配賦・抽出の実態を把握の上、二種指定事業者間の比較により検証し、その上で、配賦整理書や接続料の算定根拠様式の在り方の検討を含め、所要のルール整備について検討することが適当である旨指摘されている。

(参考)原価算定における費用の抽出・配賦手順

- 回線容量に係る接続料の「原価」は、移動電気通信役務に係る費用を基礎として、データ伝送役務に係る費用の抽出(ステップ1)、回線容量課金対象費用の抽出(ステップ2)、接続料原価の抽出(ステップ3)の3ステップの費用の抽出・配賦より算定される。
- ステップ1については、接続会計規則に掲げる基準のほか、適正な基準により配賦することとされており、配賦の基準「配賦整理表」を作成・提出することとされている。
- ステップ2及びステップ3については、MVNOガイドラインに配賦の一定の考え方が示されているのみで、配賦の基準を作成・提出することとはされていない。



- 施設保全費、減価償却費及び通信設備使用料について、事業者によって控除率に差異が生じている理由を特定するため、ステップ2における控除率、ステップ3における控除率について、事業者から聴取することにより実態を把握の上、比較検証を行った。

【データ伝送交換機能に係る接続料の原価における控除率比較】

| 事業者 | 合計 | 主要3費用区分 | | |
|--------|----|---------|-------|---------|
| | | 施設保全費 | 減価償却費 | 通信設備使用料 |
| NTTドコモ | | | | |
| KDDI | | | | |
| ソフトバンク | | | | |

※ ステップ2及びステップ3全体の控除率。すなわち、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象費用を経て接続料原価対象費用に至るまでの控除率。

- 施設保全費の控除率について、事業者によって大きな差異が生じているのには、合理的な理由があるのか、それとも、本来控除すべきものが控除されていないという状況が生じているのか、3社からの聴取によりさらに実態を把握し、検証を進めることについて、どう考えるか。

【施設保全費における控除率の比較】


| 事業者 | ステップ2における 控除率 | ステップ3における 控除率 | ステップ3の 控除内容 |
|--------|------------------|------------------|----------------|
| NTTドコモ | | | |
| KDDI | | | |
| ソフトバンク | | | |



- 減価償却費の控除率について、事業者によって大きな差異が生じているのには、合理的な理由があるのか、それとも、控除すべきものが控除されていない状況が生じているのか、3社からの聴取によりさらに実態を把握し、検証を進めることについて、どう考えるか。

【減価償却費における控除率の比較】


| 事業者 | ステップ2における控除率 | ステップ3における控除率 | ステップ3の控除内容 |
|--------|--------------|--------------|------------|
| NTTドコモ | | | |
| KDDI | | | |
| ソフトバンク | | | |

- 
- 通信設備使用料の控除率について、事業者によって大きな差異が生じているのには、合理的な理由があるのか、それとも、控除すべきものが控除されていない状況が生じているのか、3社からの聴取によりさらに実態を把握し、検証を進めることについて、どう考えるか。

【通信設備使用料における控除率の比較】

| 事業者 | ステップ2における 控除率 | ステップ3における 控除率 | ステップ2又は3の 控除内容 |
|--------|------------------|------------------|-------------------|
| NTTドコモ | | | |
| KDDI | | | |
| ソフトバンク | | | |

(2) 試験研究費について(論点)

- 
- 試験研究費について、控除率に大きな差異が生じているところ、3社からの聴取によりさらに実態を把握し、検証を進めることについて、どう考えるか。

【試験研究費における控除率、計上の考え方】

| 事業者 | 控除率 | 試験研究費計上の考え方(※) |
|--------|-----|----------------|
| NTTドコモ | | |
| KDDI | | |
| ソフトバンク | | |

(参考) 接続料の算定方法

接続料の算定方法(概要)

- 二種指定制度における接続料は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その算定対象機能(アンバンドル機能)や具体的な算定方法は、二種接続料規則、事業法施行規則等で規定されている。
- 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証している。

(1)アンバンドル機能

- 事業法において、総務省令で定める機能について接続料の設定が義務付けられている。
- 接続料の設定を要する機能として、二種接続料規則において、次の4つの機能が規定されている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

(2)接続料の算定方法

- 事業法において、接続料は適正原価+適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 二種接続料規則において、接続料の算定方法について規定されている。

$$\boxed{\text{接続料単価}} \leq \frac{\boxed{\text{適正な原価}} + \boxed{\text{適正な利潤}}}{\boxed{\text{需要}}}$$

- 事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

接続料の算定方法(二種接続料規則)

原価

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

設備管理運営費

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

+

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定
※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

$$\text{他人資本費用} = \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

正味固定資産価額 + 繰延資産 + 投資その他の資産 + 貯蔵品 + 運転資本

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。) × (機能の提供から接続料収納までの平均的な日数 / 365日)

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債(社債、借入金及びリース債務)に対する利率及び有利子負債以外の負債に対する利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

+

$$\text{自己資本費用} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率} (1 - \text{他人資本比率}) \times \text{自己資本利益率}$$

期待自己資本利益率の過去3年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値として総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値

+

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利率相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

需要

(通信料等の実績値)

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」

移動電気通信役務収支表

事業者名

 事業年度 自 年 月 日
 至 年 月 日

(単位 円)

| 役務の種類 | | 営業 収益 | 営業 費用 | 営業 費 | 運用 費 | 施設 保全費 | 共通 費 | 管理 費 | 試験 研究費 | 研究 費償却 | 減価 償却費 | 固定 資産 除却費 | 通信 設備 使用料 | 租税 公課 | 営業 利益 | 摘要 | | |
|-------------------|---------|----------|----------|---------|---------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|----------|----------|----|----|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 小計 | |
| 移動電気通信役務 | 音声伝送役務 | 携帯電話 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | データ伝送役務 | 携帯電話・BWA | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 移動電気通信役務以外の電気通信役務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(記載上の注意)

- 1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
- (1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種別の役務に配賦すること。
 - (2) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種別の役務に配賦すること。

| | | |
|--------|-----|--|
| 営業 | 費 | |
| 窓口 | 口 | 契約申込等件数比 |
| 料金 | 金 | 料金請求件数比 |
| 販売 | 売 | 販売件数比 |
| その他 | 他 | 加入数比、取扱量比(度数比又は通数比をいう。以下同じ。)又は回線数比 |
| 運用 | 費 | 加入数比又は取扱量比 |
| 施設保全 | 費 | 関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比 |
| 共通 | 費 | 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比 |
| 管理 | 費 | 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比 |
| 試験研究 | 費 | 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比 |
| 研究費償却 | 却 | 同上 |
| 減価償却 | 費 | 関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下同じ。)比 |
| 固定資産除却 | 費 | 関連する固定資産価額比 |
| 通信設備 | 使用料 | 回線数比又は取扱量比 |
| 租税公課 | | |
| 固定資産税等 | | 関連する固定資産価額比 |
| 事業所税 | | 管理部門等の人員費比 |

- (3) 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種別の役務に配賦すること。
- 2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

| 役務の種類 | 移動電気通信役務 | | | | | | 移動電気通信役務以外の電気通信役務 | 合計 |
|------------|----------|-----|----|----------|-----|----|-------------------|----|
| | 音声伝送役務 | | | データ伝送役務 | | | | |
| | 携帯電話 | その他 | 小計 | 携帯電話・BWA | その他 | 小計 | | |
| 電気通信事業固定資産 | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | | | | |
| 機械設備 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 空中線設備 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 通信衛星設備 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 端末設備 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 市内線路設備 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 市外線路設備 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 土木設備 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 海底線路設備 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 建物 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 構築物 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 機械及び装置 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 車両及び船舶 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 取得価額 | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 休止設備 | 帳簿価額 | | | | | | | | |
| | 取得価額 | | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | | |
| 土地 | 帳簿価額 | | | | | | | | |
| | 取得価額 | | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | | |
| リース資産 | 取得価額 | | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | | |
| 建設仮勘定 | 取得価額 | | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | | |
| 有形固定資産合計 | 取得価額 | | | | | | | | |
| | 減価償却累計額 | | | | | | | | |
| | 帳簿価額 | | | | | | | | |
| 無形固定資産合計 | 帳簿価額 | | | | | | | | |
| 電気通信事業固定資産合計 | | | | | | | | | |

(記載上の注意)

- 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

ステップ2・3における配賦・抽出の考え方

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成14年6月策定）より

ステップ2

ステップ2では、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。

回線容量課金対象外費用には、設備費（※1）のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用（※2）及び接続事業者が使用しない設備に係る費用（※3）が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本的収入の確保に係る費用が該当する。

回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費（※4）を含む。）がある場合には、接続会計別表3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

※1 運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課がこれに該当する。

※2 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

※3 例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。

※4 共通費及び管理費がこれに該当する。

ステップ3

ステップ3では、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して、接続料原価対象費用を抽出する。

接続料原価対象外費用は、次に示す考え方に基づいて特定する。接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

○ 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。

しかしながら、電気通信の啓発活動に係る営業費、エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費及び周波数再編の周知に係る営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

○ 設備費

設備費であっても、次のようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当ではないことから、原価には算入しない。

- ・ 通信設備使用料（自社のネットワークの構築に係るものを除く。）
- ・ 他の事業者が個別に負担している設備費（例：POI回線に係る費用）
- ・ 付加機能（例：留守番電話機能）の用に供する設備費

○第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）

別表第3

[表略]

- 1 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。
- 2 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

| | |
|---------------|--|
| 営業費 | |
| 窓 口 | 契約申込等件数比 |
| 料 金 | 料金請求件数比 |
| 販 売 | 販売件数比 |
| そ の 他 | 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比 |
| 運 用 費 | 加入数比又は取扱量比 |
| 施 設 保 全 費 | 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比 |
| 共 通 費 | 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比 |
| 管 理 費 | 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比 |
| 試 験 研 究 費 | 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比 |
| 研 究 費 償 却 | 同上 |
| 減 価 償 却 費 | 関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比 |
| 固 定 資 産 除 却 費 | 関連する固定資産価額比 |
| 通 信 設 備 使 用 料 | 回線数比又は取扱量比 |
| 租 税 公 課 | |
| 固 定 資 産 税 等 | 関連する固定資産価額比 |
| 事 業 所 税 | 管理部門等の人件費比 |

- 3 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。